

自主防災組織活動マニュアル概要



1. 自主防災組織の必要性

(1) 地域防災力の必要性

ひとたび大規模な災害が発生すると、交通の阻害や同時に多発する火災等への対応から、公的な防災関係機関の活動能力は著しく低下します。

災害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合があります。

このため、発災直後の人命救助や初期消火活動は、近隣住民の協力が大きな役割を果たすこととなります。日頃から地域の皆さんが一緒になって防災活動に取り組むための組織「**自主防災組織**」が必要です。

(2) 協働の精神による防災体制の確立

地域の防災力を向上させるには、自主防災組織の活性化は必要不可欠です。平常時から行政や消防団と緊密な連携をとり、いつ何時起こるかわからない災害への備えをする必要があります。

2. 自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域の住民が的確に行動し被害を最小限に止めるため、日頃から地域の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など被害に対する備えを行います。

また、災害が発生した場合には、初期消火活動、被災者の救出・救護、情報の収集や避難所の運営を行うなど、非常に重要な役割を担っています。

3. 自主防災組織ってどんな組織か

自主防災組織は、基本的に会長・副会長・女性防災委員を中心とした組織体制が必要となります。

(1) 自主防災組織の規約

自主防災組織の活動を円滑に行うためには、組織の位置づけや体系、役割分担などを明確にした運営ルールを策定しておくことが重要です。そのためには、新たな規約を作る必要はありませんが、一般的には、自治会内に規約がありますので、規約の改正（追加）を行うなどしておいてください。

(2) 自治会を活用した自主防災組織

既存の自治会を利用した自主防災組織には、二つのタイプがあります。

一つ目のタイプは、自治会役員がそのまま自主防災会の役員も兼ねるもので、組織づくりが簡単です。

二つ目のタイプは、自治会とはまったく別に自主防災組織をつくるもので、自治会の役員の負担は軽くて済みます。

(3) 自主防災組織役員への配慮

自主防災組織は、災害発生時の被害を防止または減災させ、地域を自分たちの手で守ろうという自主的な組織です。

4. リーダーの役割

自主防災組織のリーダーは、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、地域の人たちと協力し、安全点検、防災資機材の整備、要援護者の把握などを行い、日頃から住民の防災意識を高め自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められます。

(1) 自主防災組織の現状把握

- ① 各種台帳の点検・整備、② 防災資機材の点検・整備
- ③ 避難生活計画書の整備・点検

(2) 地域の状況把握と防災マップの整備

- ① 地域の安全点検、② 防災マップの整備・点検

(3) 自主防災組織の活動目標の設定と計画の策定

自主防災組織の現状を分析し組織の活動目標や防災訓練、研修会などの計画を策定することは、自主防災組織の存在意義に直結する問題です。

5. 町民への防災知識の普及・啓発

(1) 防災知識の普及啓発

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害を最小限に食い止めるためには、地域住民全員が防災に関する正しい知識を身につける必要があります。そのためには、自主防災組織があらゆる場を通じ、住民に防災に関する知識や情報を伝えるとともに、伝達機会を設けることも求められます。

災害が激甚で広域になる場合、行政や他の者に頼ることは難しくなります。災害から身を守り財産を守るためには、住民一人ひとりが災害に備えて、日頃から十分な準備をしておくことが何よりも大切です。「自主」のなのとおり、「自分の命は自分で守る」「自分達の地域はみんなで守る」という意識を持つ必要があります。

(2) 家庭内対策の促進

阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは、家具の転倒によるものでした。

この経験から「建物の倒壊が人命に直結する」という意識は一般に定着し、建物の倒壊に対する危機意識は高まりました。しかしながら、この危機意識が自宅の耐震改修等の具体的な行動に必ずしも直結していないのが現状です。

大災害が起こった場合に備えて、防災グッズ（携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等）を準備したり、家族との連絡方法を決めるなどの具体的な事前対策を実施することを勧めます。

阪神・淡路大震災をはじめ、東日本大震災で高まった防災意識を風化させる

ことなく、もう一度震災直後の悲惨な状況を思い出し、各家庭における防災対策を徹底する必要があります。

- ①家屋の耐震診断と補強、②ブロック塀の点検と改善、③ガラスの飛散防止
- ④家具類の転倒・落下防止、⑤出火防止、⑥非常持出品の準備
- ⑦食料・飲料水の備蓄、⑧家庭内での役割分担



6. 災害時要援護者への配慮と対策

(1) 災害時要援護者とは？

災害時に、自分の生命・安全の確保が困難で、何らかの支援を必要としている人を指します。身体や精神に障害を持つ人だけでなく、要介護高齢者、傷病者、理解や判断力が未発達な乳幼児、妊婦、体力的に衰えのある高齢者なども含まれます。また、地理や日本語に関する知識が乏しい外国人なども、災害の危険を認識しにくいことから災害時要援護者に含まれます。

(2) 普段から災害時要援護者との交流が大切

災害時要援護者は、ハンディキャップの内容や程度によって、その支援内容は様々です。自主防災組織として、日頃から災害時要援護者と交流を持ち、ハンディキャップの内容と程度を理解し、その人にあった安全対策とケアの体制を確立することが重要です。

(3) 災害時要援護者の把握

災害が発生したときに、災害時要援護者の安否確認、避難支援等が確実にできるように、地域で予め要援護者の住所等を把握しておく必要があります。

(4) 地域として取り組むべき対策

- ①発災後の情報などが確実に伝達されるよう配慮が必要です。
- ②高齢者など一人で避難することが困難な人は、事前に誰が避難所までの避難を支援するのか検討しておくことが大切です。
- ③避難所では、災害時要援護者が少しでも生活しやすい場所に配慮してください。必要に応じて災害時要援護者のための備蓄も必要です。避難所で情報を伝達する際には、視聴覚障害者のある人にも確実に情報が伝わるよう、放送と掲示板の併用や声かけをするなど複数の手段を確保することが大切です。

(5) 災害時要援護者が参加する防災訓練の実施

災害時に力を発揮するのは、日頃からの地域のつながりです。災害時要援護

者やその家族の方に、積極的に防災訓練に参加してもらいましょう。

(6)福祉避難所について

障害者・寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要にもかかわらず施設への入所が困難な方については、町に相談してください。

7. 防災訓練の実施

(1)防災訓練の目的

万が一の事態に遭遇しても落ち着いて行動できるよう、日頃から繰り返し十分な訓練を積んでおくことが必要です。自主防災組織では、定期的にさまざまな訓練を行い、より多くの人に参加を呼びかけましょう。

(2)訓練の成果をあげるために

- ①訓練計画を立て計画的な訓練を実施、②関連機関との調整
- ③地域の特性に応じた訓練の実施、④興味をもって参加し楽しめる訓練
- ⑤訓練の実施を周知徹底し日時や訓練内容に変化をつける

(3)事故防止

訓練中の事故を防ぐために、次の点に注意してください。

- ①危険を伴う訓練は、必ず専門家の指導を受けましょう
- ②事前に十分な説明をしましょう
- ③服装は訓練に適したものを着用しましょう
- ④訓練中に事故が発生した場合は適切な処置をしましょう

(4)防災訓練時の補償制度適用について

各自主防災組織が行う防災訓練時の事故につきましては、この町民総合賠償補償保険の対象となりません。万が一の事故に備え、一日保険などの加入をお勧めします。

(5)各種訓練

防災訓練では、概ね次の訓練が代表的な訓練として実施されています。どの訓練も欠かすことのできない、そして複合的に機能して被害を食い止めるための重要な訓練です。

- ①情報収集・伝達訓練、②初期消火訓練、③救出・救護訓練、④避難誘導訓練
- ⑤炊き出し・給水訓練、⑥応急手当訓練

8. 協働による自主防災組織の活性化

大規模な災害が発生すると、単位自主防災組織だけで対応することは困難です。近隣の自主防災組織と相互に情報を交換したり、助け合う協力体制が必要となってきます。そのためには、普段から近隣の自主防災組織や、地域の行政機関、災害ボランティア等と連携をとることで、いざという時、一体となって防災活動を行うことが可能になります。

- ①消防団との協働、②学校との協働、③近隣の自主防災組織との協働、
- ④地域の事業所との協働、⑤その他の人材・団体との協働
- ⑥災害ボランティアセンターの役割